

社会福祉法人南東北福祉事業団
ケアハウス 江古田の森
運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人南東北福祉事業団が開設するケアハウス 江古田の森（以下「施設」という）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の理念に基づき、満60歳以上の者で、家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者が、低額な料金で入居し、健康で明るい生活を送る事を目的とする。

2 短期利用特定施設入居者生活介護においては、退所または入院等で発生した空床に要介護状態等にある高齢者を受け入れ、適正な介護サービスを提供することを目的とする。なお、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者は、1又は入居定員の10%以下とする。

（運営の方針）

第2条 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指す。

2 入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

（施設の名称）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ケアハウス 江古田の森
- （2）所在地 東京都中野区江古田三丁目14番19号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）施設長 1名

施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、職員に必要な指揮命令を行う。また、専ら施設の職務に従事する常勤の者とするが、施設の管理上の支障ない場合は、他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 生活相談員 2名（常勤で専従）

入居者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。

- (3) 介護職員 24名（常勤及び非常勤）

入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行う。

- (4) 看護職員 2名（常勤及び非常勤）

主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名（常勤で専従）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 介護支援専門員 1名（常勤で専従）

入居者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成する。

- (7) 事務職員 1名（常勤で専従）

必要な事務を行う。

※なお、管理栄養士については、センター内に併設されている事業所職員の協力を得て、入居者に対する栄養管理等を行う。

第3章 入居定員

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は60人とする。

ユニット数：6ユニット

各ユニットの定員：10人

（定員の順守）

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等、他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（入退居）

第8条 心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において常時の介護を受けることが困難な者に対して、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込者が入院治療を必要とする場合や、入居申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合は、適切な医療機関等を紹介するなどの措置を速やかに講じる。

4 入居者の入所申込に際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 入居者の心身の状況、おかれている環境等に照らし、入居者が居宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討に当たっては、従業者間で協議する。

6 居宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退居後におかれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

7 入居者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(施設サービス計画の作成)

第10条 施設の管理者は、介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、入居者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者の自立を支援する上での課題を把握する。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者や家族の希望、把握した課題に基づき、施設サービスの原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービス提供の上で留意すべき事項等を記載する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービスの原案について入居者に説明し、同意を得る。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、施設サービス計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、施設サービスの計画の変更を行う。

(サービスの取扱方針)

第11条 入居者の心身の状況等に応じて、適切な処遇を行う。

2 サービスの提供は、施設サービス提供に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従業者は、サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。

4 入居者本人又は他の入居者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

5 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第12条 1週間に2回以上、適切な方法により入所者を入浴させ、または清拭する。

2 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

3 おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。

4 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

5 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、栄養、入居者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時期に行なう。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行なうよう努める。

2 食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

(1) 朝食 午前7時30分～

(2) 昼食 午前12時～

(3) 夕食 午後6時～

(相談及び援助)

第14条 入居者またはその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備を備えるほか、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設ける。

2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、入居者またはその家族が行うことが困難である場合には、その同意を得て代行する。

3 常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族との交流等の機会を確保する。

(機能訓練)

第16条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第17条 施設の医師または看護職員は、必要に応じて健康保持のため適切な処置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第18条 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむ

を得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

（利用料等の受領）

第19条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 サービスの提供に当たって、入居者またはその家族に対して、重要事項証明書に記載のサービスの内容・費用について説明し、入居者の同意を得る。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第20条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付する。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第21条 入居者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第22条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、その都度、外出先・外泊先・施設へ帰着する予定日時などを、所定の届出書に必要事項を記載の上、あらかじめ施設に届け出なければならない。

（健康保持）

第23条 入居者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診する。場合によっては、施設の判断により、受診しなければならない。

（衛生保持）

第24条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

（禁止行為）

第25条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- （1）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- （2）けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- （3）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- （4）指定した場所以外で火気を用いること。
- （5）故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれらを持ち出すこと。
- （6）その他、法令及びこの規程に定められていること。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第26条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、少なくとも1ヶ月に1回以上は避難、救出その他必要な訓練等を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

第27条 サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居の記録の記載)

第28条 入居に際して、入居年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(入居者に関する区市町村への通知)

第29条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保等)

第30条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回

(衛生管理等)

第31条 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等活用して行うことができる)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当施設において、担当職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回以上、検便を行う。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力医療機関等)

第32条 施設は、入居者の病状の急変及び事業の提供体制の確保のため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力機関にあつては、病院に限る）を定める。但し、複数の医療機関を協力医療機関としても定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入居者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該施設からの診療の求めがあつた場合において診察を行う体制を、常時確保していること。

三 入居者の病状が急変した場合等において、救急要請あるいは当該施設の往診医師からの依頼により、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った都道府県知事に届け出る。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行う。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該施設に速やかに入所させることができるよう努める。

(掲示)

第33条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

2. 施設は、重要事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(秘密保持等)

第34条 施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の情報を漏らさない。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 居宅介護支援事業者またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者またはその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第36条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情相談窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・提示の求め、または区市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。区市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(ハラスメント防止のための措置)

第37条 施設は職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を実施する。

(1) ハラスメント防止のための指針を整備する。

(2) 従業者に対しハラスメント防止の方針を明確にし、必要な研修を定期的実施する。

(3) ハラスメントが発生した場合の相談責任者を選任し、相談体制を整え適切に対応する。

(虐待防止のための措置)

第38条 施設は虐待防止の適正化を図るため、次の措置を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待等が発生した場合に対し、責任者を選任し相談・報告体勢を整える。
- (5) 必要に応じ、成年後見制度利用などの支援を行う。
- (6) 前第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体的拘束等の適正化)

第39条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第40条 施設は入居者に対し、良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その指針を定め、褥瘡の発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第41条 感染症や非常災害発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じる。

(電磁的記録等)

第42条 文書等の取り扱いについて、作成、保存、その他の類するもののうち、書面により行うことが規定されているもの又は想定されているものについては、電磁的記録により行うことができるものとする。または、交付、説明、同意、承諾その他の類するもののうち、書面により行うことが規定されているもの又は想定されているものについては、相手方の承諾を得て書面に代えて電磁的方法によることができるものとする。

(地域との連携等)

第43条 運営に当たって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第44条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに区市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(職員の質の確保)

第45条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第46条 サービス事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第47条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第48条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南東北福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年8月1日より施行する。

この規程は、平成22年2月10日より施行する。

この規程は、平成22年5月1日より施行する。

この規程は、平成24年9月1日より施行する。

この規程は、平成25年1月1日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年7月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。